

## 議事の経過・会議記録の概要

会議名：第10回 河内長野市生活保護費不正支出事件外部調査委員会

日時：平成26年2月14日（金曜日）13：00～17：45

場所：河内長野市役所 3階 庁議室

出席者：＜委員会委員＞ 新倉委員長、中村副委員長、井川委員

＜聴取対象者＞ ① 生活保護業務の元査察指導員兼主幹

② 生活保護業務の現査察指導員兼主幹

＜事務局＞ 小西総務課長、寺本総務課統括主幹、吉川総務課主査

### 1 関係者聴取について

生活保護業務の元査察指導員兼主幹及び現査察指導員兼主幹の2名の職員にそれぞれ会議への出席を求めて聴取を行った。

なお、関係者聴取を行うに当たり、委員長から聴取を受ける元査察指導員兼主幹及び現査察指導員兼主幹の職員が自由に発言できる環境に配慮するようにとの指示が事務局にあったことから、事務局職員の出席も最小限とし、生活福祉課の職員も立ち合わせずに行った。

### 2 主な質疑内容

#### ① 生活保護業務の元査察指導員兼主幹に対する聴取内容

- (1) 委員から元査察指導員兼主幹に対して、生活保護費を横領した元職員（以下「元職員」という。）が経理担当に就いた経緯、多額の現金を扱う関係から現金等の管理の上で留意した点、査察指導員としての業務、当時の生活保護所管課の状況、考えられる再発防止策に

ついて聴取が行われた。

(2) 委員からの質問に対し元査察指導員兼主幹は、主に次のような回答を行った。

- ・経歴としては、現業員（ケースワーカー）を10年、係長兼査察指導員を経て、主幹兼査察指導員となったこと。
- ・生活保護業務の経理担当の職員が第1回目の産前産後休暇、育児休業（以下「産休・育休」という。）に入った際、当初は別の職員に経理業務を引き継いだが、その職員がどうしても経理担当の業務を行うのが難しいということで、元職員に交代した。査察指導員（SV）としては、地区担当や問題ケースの処理についての対応が主で、経理や庶務に関しては、当時の上司（主幹後に課長補佐）が精通していたのでお願いをしていた。元職員を経理担当にすることについては、記憶が定かではないが、上司には相談をしていたように思う。産休・育休の代替がアルバイトなので、緊急避難的に兼務も仕方がなかったこと。
- ・生活保護業務は、保護費を出し過ぎても、出し漏れてもいけない。現業員出身なので、ケースワーカーが決定する支給内容のチェックをしていて、システムという機械を信用していなかったため、大きな変更決定や一時扶助などは手計算でチェックをしていた。また、当時、大阪府から監査で訪問調査活動が出来ていないという指摘がなされていたので、ケースワーカーには訪問記録をケース記録に書くように指導していた。そして、ケース記録をもとに査察指導員として訪問計画表の実施状況や、毎月の新規ケースや大きな変更があるようなケースは手作業でノートに記録するなどして、チェックを行っていた。また、医療や移送費などについて

でも、チェックをおこなっていた。経理担当からは、毎月、経理状況報告ということで、国庫負担の報告書が上がってくるので、異常な数字がないかどうかは見ていた。ただ、追加支給用の資金前渡金の管理口座の通帳を毎月の精算時にチェックするということはしていなかった。経験上、毎月の支給額は8千万円から1億円ということがわかっていたので、異常な増減がないかどうかをチェックしていた。返還金の処理や取りに来なかった保護費の精算などについては、厳密には出来ていない部分はあったが、処理するように指導等は行ったことはある。査察指導員は、困難なケースへの対応とともに、毎月報告する福祉行政報告例という統計の業務についても担当をしていた。システム上の保護決定調書の決裁は自分がおこなっていたこと。

- ・印鑑については、行旅人などで印鑑がない者に印鑑を買っていたものなどが残ったものであること。
- ・当時の生活保護所管課の雰囲気は悪くはなかったが、配属期間が長く、困難な業務であるので、職員のインセンティブは上がらないこと。

## ② 生活保護業務の現査察指導員兼主幹に対する聴取内容

- (1) 委員から現査察指導員兼主幹に対して、一時生活保護業務の経理業務を担当していたときのこと、査察指導員になって留意していること、平成20年度から平成22年度の間生活保護所管課の雰囲気や今後の再発防止策について聴取が行われた。
- (2) 委員からの質問に対し現査察指導員兼主幹は、主に次のような回答を行った。

- ・平成17年4月に元々の経理担当の職員が産休・育休となり、その経理担当の職員から経理業務の引継ぎを受けた。引継ぎは、横領事件の元職員とともに引継ぎを受けて、元職員はサブだった。経理業務はケースワーカーとの兼務は出来ないので、担当していたケースについてはもう一人の査察指導員兼主幹に引き継いだので、すべて経理を担当することとなった。しかし、実際は、もう一人の査察指導員兼主幹は引き継いだケースを処理することはなかった。窓口でのケース対応もあって、3ヶ月で経理業務を担当することができなくなった。経理担当については、もう一人の査察指導員兼主幹に言って外れることになったこと。
- ・経理担当をしていたときは、元々ケースワーカーであったので、保護決定調書の内容などに踏み込んでチェックをする結果となり、そのチェックに時間を要した。また、扶助別整理簿などの作成や資金前渡金の精算事務などの事務が大変だった。処理日などでは12時になることもあったこと。
- ・課長には、資金前渡金の管理用口座の通帳を見せてチェックを受けさせることはなかったが、毎月作成する扶助別整理簿には、通帳で記帳された部分を特定できるような記載をしていた。扶助別整理簿は毎月の経理状況報告に添付して決裁を受けているので、課長は支出額などを確認できていた。元職員には扶助別整理簿などの作成についても引継ぎをしていたが、事件発覚後に調査をしたところ、元職員は途中から扶助別整理簿などを作成していなかったことが分かった。なお、扶助別整理簿は規則で定まったようなものではないこと。
- ・査察指導員兼主幹が2名体制となってからは、私がケースワーカー

一の指導を行っており、もう一人の査察指導員兼主幹が経理と困難なケースへの対応を担当していた。精算などの伝票に関しては、主幹は本来、決裁権を有していないが、生活保護所管課では伝票の決裁欄に主幹のゴム印を押して、もう一人の査察指導員兼主幹が押印してから、決裁権者である課長に決裁を回していたこと。

- 元職員が2回目の経理担当をしているときは、伝票の決裁欄には主幹（査察指導員）が押印していないときもあり、経理担当の次は主幹（査察指導員）を通さずに、直接課長が決裁をしていたこともある。主幹（査察指導員）を通さずに伝票の決裁をすることは制度的には問題はなかったこと。
- 平成17年4月に経理担当をしたときは、金庫と呼ばれるカバン（以下「金庫」という。）はそんなに分厚くはなく、生活保護費を支給日に取りに来られなかった保護費などを入れていたが、毎月の精算の際には処理されていた。その後、中身で金庫が満杯で壊れ、新しくなったことがあり、平成23年度に当時の生活保護所管課の課長（以下「前課長」という。）に一度落ち着いたら整理をしたいと申し出ていたが、前課長からは指示は無かった。現課長に報告をしたら、すぐに行うようにという指示があって、現課長、経理担当、もう一人の査察指導員兼主幹とで別室で金庫を開けたこと。
- 平成23年4月以降に葬儀会社から葬儀代が支払われていないという事案があったことは、当時全く聞かされていなかった。横領事件の調査を行う中で聞かされたこと。
- 生活保護の受給者1人に何千万円もの保護費が支給されたようになっている不自然なデータについては、平成23年5月以降にな

って、もう一人の査察指導員兼主幹が病気になって休職をした際に、経理担当の職員から聞かされた。おかしいデータがあるということをお前課長（当時の課長）には報告をしたが、何も指示がなかった。その後、自分一人で調べることにした。平成23年10月にもう一人の査察指導員兼主幹が異動して、新しい査察指導員兼主幹にはその話をした。平成24年8月にシステム更新の際にエラーが出てきた件についてももう一人の査察指導員兼主幹と検証し、1年かけて調べたものを現課長に報告をしたこと。

- ・当時の生活保護所管課内の風潮としては、組織で何かをしましようというのではなくて、問題を抱えていたとしても、個人がすべて処理しないといけないという感じだったこと。
- ・今は、参事、課長、部長ともによく現場の意見を聴いてくれて、定期的に参事、課長も参加した生活支援担当者会議というものを開催して協議も行っている。ケース担当については、3年毎に地区担当を変えるということを行うようにしたこと。

### 3 次回の河内長野市生活保護費不正支出事件外部調査委員会について

次回の河内長野市生活保護費不正支出事件外部調査委員会は、委員長から生活保護業務の前査察指導員兼主幹及び生活福祉課主査（生活保護電算システム担当）の2名を聴取したい旨の発言があり、次回の関係者聴取に関しても非公開で行うことについて、委員長が委員に諮って決定された。また、委員長から、聴取を受ける関係者が自由に発言できる環境に配慮するようにとの指示があった。

以 上